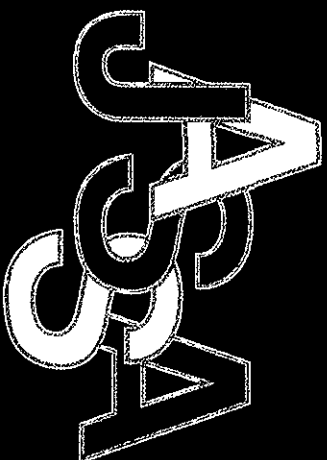
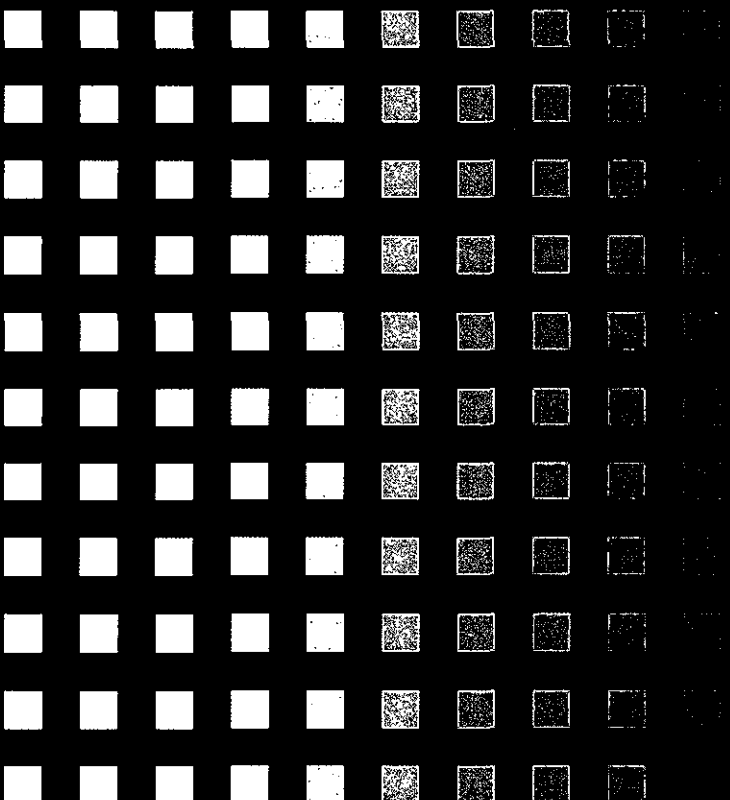


社団法人日本人材派遣協会資料



Japan Staffing Services Association

協会のご案内



社団法人 日本人材派遣協会



社団法人 日本人材派遣協会
会長 篠原 欣子

雇用の創造と 経済の活性化に貢献

現在、雇用環境は依然として厳しいものの、景気回復の兆しを追い風に、完全失業率や有効求人倍率をはじめ、当協会の実施した労働者派遣事業統計調査でも平成15年度の派遣労働者実働者数は、通年で7.3%の伸びを示すなど、足元の雇用状況は改善傾向に向かいつつあります。

その飛躍を後押しする一つとして、平成16年3月には「職種の拡大」「期間制限の延長」「手続きの簡素化」など、労働者派遣法が改正され、派遣先企業様、派遣社員の皆様、両者にとっても有益な改正となりました。

急速な事業再編や法改正など社会構造の変化に伴い、人事戦略や雇用環境は大きく変貌しています。

また、インターネットの普及により世界中の人々が瞬時に情報を共有し、グローバルな視点で雇用を捉える時代です。そんな時代だからこそ、企業と求職者を結び、時代に即した人材サービスの提供と規制緩和の推進に取り組み、雇用の創造と経済の活性化に貢献することが、我々、人材サービス企業に課せられた使命です。

雇用形態が多様化する中で、より適正な事業活動と業界の健全な発展のために、コンプライアンスに取り組み、高い倫理を確立すると共に、派遣社員の利益や人権を擁護すべく、派遣社員の教育訓練、福利厚生の実施などにも注力して参ります。

そして、我々、人材ビジネス業界を取り巻く様々な課題解決に向け、会員各位と共に積極的な活動に努め、雇用という側面から広く社会に貢献する所存です。

人材派遣は新時代に応えます

協会の目的

本会は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という）の趣旨に則り、労働者派遣事業の適正な運営を図るための自主的な取り組みを行うことを通じて、その事業の健全な発展を図り、もって我が国における労働力の需給の適正な調整及び派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に寄与することを目的とする。

協会の事業

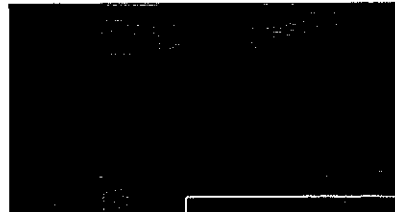
- 1 労働者派遣事業の適正な運営および健全な発展を図るための相談、指導、援助を行います。
- 2 派遣労働者あるいは派遣労働者となろうとする人々のための教育訓練の促進、職業能力の開発および向上を図るための事業を行います。
- 3 派遣労働者の雇用の安定・福祉の増進に役立つための諸活動を行います。
- 4 労働者派遣事業に関する出版物の刊行及び広報活動を行います。
- 5 労働者派遣事業に関する調査研究およびセミナー・講習会等を行います。
- 6 関係行政機関および関係団体等との連絡調整を行います。
- 7 機関誌を定期的に発行し、会員会社の情報の交流につとめます。
- 8 各地域に設置されている地域協議会の運営に対する支援および情報交換等を行います。
- 9 その他、協会の目的を達成するために必要な事業を行います。

協会のあゆみと主な活動

- 昭和59年 7月 8社により日本事務処理サービス協会結成
- 昭和61年 7月 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(以下「労働者派遣法」)施行
12月 労働大臣許可「社団法人日本事務処理サービス協会」を設立(会員50社)
- 昭和62年 2~3月 派遣元責任者研修会を東京・名古屋・大阪で開催(以後、東京を始め主要都市で毎年開催)
4月 労働省委託事業「派遣事業雇用管理アドバイザー」を協会に設置
6月 協会理事会の下部機構として、「総務・事業」「調査・広報」「能力開発・福祉」の3専門部会を新設
12月 協会理事会の下部組織として、地域協議会を名古屋・大阪に設置(現名称 中部地域協議会、関西地域協議会)
- 昭和63年 7月 「法律の3年後の見直し」について労働省あてに要望書を提出
広島地域協議会を設置(現名称 中国地域協議会)
- 平成元年 4月 「社会保険検討委員会」を設置
5月 協会機関誌「派遣のひろば」を創刊
5~6月 派遣スタッフの春季健康診断を東京・大阪で実施(以後東京を始め主要都市で春季及び秋季健康診断を毎年実施)
- 平成2年 2月 神奈川地域協議会を設置(平成12年4月廃止)
3月 福岡地域協議会を設置(現名称 九州地域協議会)
7~8月 労働省主催「労働者派遣事業適正運営推進月間」の協力事業の実施(以後平成11年まで毎年実施)
10月 労働者派遣法政省令の一部改正
- 平成3年 5月 四国地域協議会を設置
9月 労働省が「事務処理技能審査制度」を認定(称号・事務専門士)
11月 東北地域協議会を設置
第1回派遣元実務担当者セミナーを開催(以後随時開催)
- 平成4年 2~5月 事務専門士受験講座を開催(以後平成13年まで毎年実施)
5~6月 第1回事務処理技能審査(事務専門士)筆記試験・実技試験を実施(以後平成13年まで毎年実施)
7月 事業所税対策のための「税務委員会」を設置
9月 北海道地域協議会を設置
適用対象業務拡大のための「対象業務検討委員会」を設置
- 平成5年 1月 労働者派遣事業統計調査開始
7月 岡山地域協議会を設置(平成14年4月 中国地域協議会に編入)
「派遣事務合理化委員会」を設置
- 平成6年 1月 CIETT(国際人材派遣事業団体連合)に加盟
10月 「労働者派遣にかかる当局への提出書類の見直しと行政指導に関する要望」を労働省へ提出
11月 高齢特別労働者派遣事業制度施行
- 平成7年 7月 日本経営者団体連盟(現名称 社団法人日本経済団体連合会)に加盟



協会設立10周年記念講演会 平成8年5月31日



トップマネジメントセミナー
平成16年2月9日・10日



総代会 平成16年5月27日



新年賀年交歓会 平成16年1月15日



定例会 平成16年5月27日

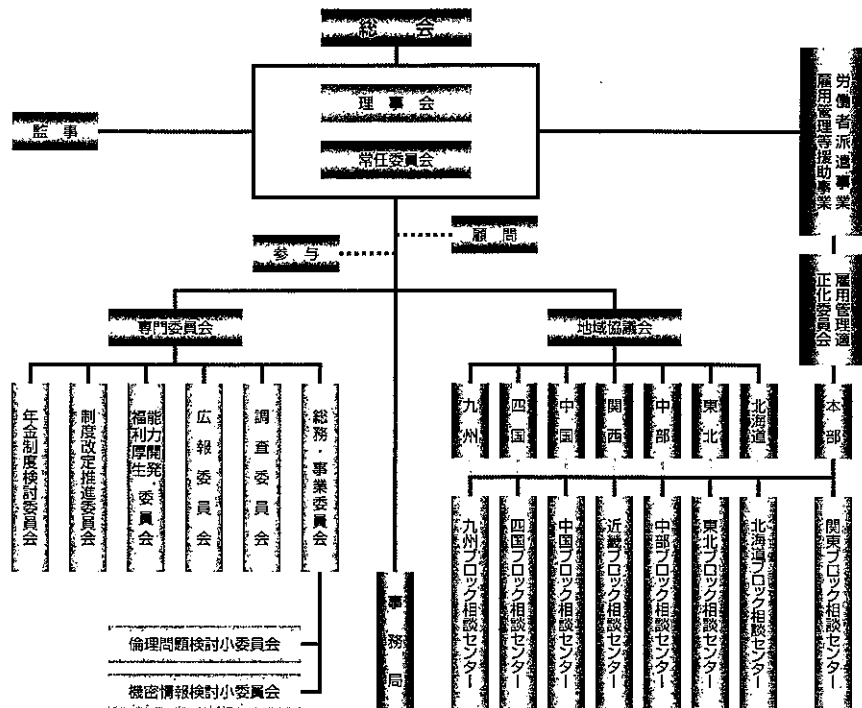


人材派遣世界大会(CIETT東京大会2002) 平成14年4月3~5日

- 平成8年 1月 派遣労働者への社会保険適用問題を考える「社会保険制度研究会」を設置
4月 労働省委託事業「派遣労働者苦情処理アドバイザー」を東京・大阪・名古屋に設置(順次全国に設置)
5月 協会設立10周年記念行事を実施・10年史料刊
7月 「社団法人日本事務処理サービス協会」の名称を「社団法人日本人材派遣協会」に変更
12月 労働者派遣法一部改正、育児・介護休業特別労働者派遣事業制度施行
- 平成9年 4月 英独仏3ヶ国の派遣事業実態調査
- 平成10年 6月 「社会保険検討委員会」と「社会保険制度研究会」を統合して、「社会保険制度改定推進委員会」を設置
厚生大臣あて「社会保険適用基準の緩和について」陳情書を提出
9月 厚生大臣あて「一般労働者派遣事業における社会保険適用基準の緩和について」陳情書を提出
- 平成11年 8月 厚生大臣あて「一般労働者派遣業における実態に即した社会保険の適用について」要望書を提出
労働大臣あて「改正労働者派遣法施行に向けた政省令等の整備に関する要望」書を提出
11月 社団法人日本人材派遣協会相談センター(雇用管理適正化委員会)設置
改正労働者派遣法に係る政令、労働省令、告示及び指針等を公布
12月 改正労働者派遣法施行、高齢特別労働者派遣事業及び育児・介護休業特別労働者派遣事業廃止
- 平成12年 3月 人材派遣白書2000年版発行(以後毎年発行)
5月 CIETTベルギー大会に視察団参加
6月 制度改定推進部会を設置し、その中に健保組合設立検討委員会、年金検討委員会、派遣法検討委員会、制度検討委員会を設ける
8月 地域協議会検討委員会設置
9月 政府の行政改革推進本部規制改革委員会に対して「規制改革に関する論点」についての要望書を提出
11月 政府の行政改革推進本部規制改革委員会に対して「労働者派遣法等に関する規制緩和の要望」書を提出
12月 紹介予定派遣の施行
- 平成13年 5月 CIETTアルゼンチン大会に視察団参加
協会の組織変更、理事会の下に常任委員会を設置
9月 「登録型派遣労働者の就業実態と就業意識」のアンケート調査結果を記者発表
10月 厚生労働省へ「雇用機会拡充のための労働者派遣事業に係る規制改革要望」書を提出
- 平成14年 1月 45歳以上の中高年齢者に対して派遣受入れ期間を1年から3年に延長する雇用対策臨時特例法施行
3月 金融商品の営業等を追加する政令25号改正
4月 人材派遣世界大会(CIETT東京大会2002)を東京で開催
5月 人材派遣健康保険組合(はけんけんぽ)を設立
11月 オフィススキル認定制度の実施
12月 「総務・事業委員会」の下に「倫理問題検討小委員会」と「機密情報検討小委員会」を設置
- 平成15年 3月 社会福祉施設等への医療関係業務の派遣解禁
5月 社団法人日本人材派遣協会憲章制定
6月 労働者派遣法・職業安定法の一部を改正する法律成立、公布
厚生労働省へ「派遣労働者の厚生年金の適用に関する要望」書を提出
7月 しごと情報ネットに労働者派遣求人情報掲載
「労働基準法の一部を改正する法律」成立、公布
12月 「労働者派遣法・職業安定法の一部を改正する法律関係政省令等」公布
- 平成16年 1月 「労働基準法の一部を改正する法律」施行
3月 「労働者派遣法・職業安定法の一部を改正する法律等」施行
7月 厚生労働省へ「労働者派遣事業における障害者雇用に係る要望」書を提出

協会組織

会 員 ●正 会 員 本会の目的に賛同して入会した派遣元事業主
●賛助会員 本会の事業に協力するため入会した個人又は団体(正会員を除く)



相談窓口

下記の相談センターで、労働者派遣事業アドバイザーが相談をお受けしています。
相談時間●関東は9時30分～19時 ●その他は9時30分～12時と13時～16時30分

関東ブロック相談センター	〒102-0072 東京都千代田区麹町3-11-14 GS千代田ビル2階 (社) 日本人材派遣協会内	電話 (03) 3222-1605 E-mail: adv@jassa.jp	相談日=月～金曜日
北海道ブロック相談センター	〒060-0807 北海道札幌市北区北7条西2-6 37山京ビル6階	電話 (011) 757-7772	相談日=月・水・金曜日
東北ブロック相談センター	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-5-11 南町通ビル5階	電話 (022) 266-1789	相談日=月・火・金曜日
中部ブロック相談センター	〒480-0008 愛知県名古屋市中区栄4-8-5 丸越ビル4階	電話 (052) 243-0525	相談日=月～金曜日
近畿ブロック相談センター	〒540-0027 大阪府大阪市中央区難波2-2-9 第2三和ビル8階	電話 (06) 6949-0020	相談日=月～金曜日
中国ブロック相談センター	〒730-0013 広島県広島市中区八丁3番12号 砂隠ビル4階	電話 (082) 511-5585	相談日=月・火・金曜日
四国ブロック相談センター	〒790-0001 愛媛県松山市一番町1-14-10 井手ビル2階	電話 (089) 913-9707	相談日=月・木・金曜日
九州ブロック相談センター	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前2-19-17 トーカン第5ビル6階	電話 (092) 413-4668	相談日=月・水・金曜日

社団法人日本人材派遣協会憲章

— 社会への貢献と信頼を得るため —

社団法人 日本人材派遣協会

会員は、次の7原則に基づき、全ての法令、商慣習及びその精神を遵守するとともに社会的良識をもって行動する。会員は、単に公正な競争を通じて利潤を追求するのみならず、人材派遣事業を通して広く社会に貢献できる存在でなければならない。

- 1 相互に公正、透明、自由な競争を行う中で、社会的に有用な派遣サービスを開発・提供し、派遣社員・顧客の信頼に応える。
- 2 広く社会とのコミュニケーションを行い、協会及び会員の情報を正確かつ積極的に開示する。
- 3 派遣社員の人格、個性を尊重しながら、派遣社員が安心・安全で働きやすい環境を確保する。
- 4 経済諸団体や政治、行政などとの健全かつ正常な関係を保つ。
- 5 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する。
- 6 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底する。そのために、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
- 7 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたることを内外に示し、原因究明、再発防止に努める。また、権限と責任を明確にした上、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、自らを含めて厳正な処分を行う。

(2003年5月28日施行)

人材派遣将来ビジョン報告書

**多様性と柔軟性を兼ね備えた
労働市場の実現への持続的貢献**

2005年5月

社団法人 日本人材派遣協会
人材派遣将来ビジョン確立プロジェクト

目 次

1. はじめに	1
2. 人材派遣将来ビジョン	3
3. 人材派遣将来ビジョン図	4
4. ビジョン実現に向けた取り組み課題	6
5. 課題解決のための検討施策(案)	8
6. 業界の取り組み課題と協会のこれまでの施策	10

1. はじめに

(1) 人材派遣将来ビジョン検討の背景と意図

1999年の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就労条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）」の改正により派遣対象業務の原則自由化が認められ、2000年には紹介予定派遣が解禁された。さらに、2004年からは派遣期間制限の延長・廃止及び製造業務への派遣解禁等が実現した。他方、顧客である派遣先における直接雇用の申込み義務や過半数労働者代表等に対する意見聴取義務等の新たな規制が加えられた。厚生労働省は次の労働者派遣法見直し時期は明示せず、現行法に即した業界の動向を見ながら対応するという姿勢をみせている。

人材派遣事業は2兆円産業となり、社会・経済的な影響度がますます大きくなっている。労働者派遣法改正の追い風を受けながら、2004年以降も市場規模は引き続き拡大基調にあるといえるが、事業者間の競争は国内にとどまらず、グローバルな規模で一層厳しくなっている。業界再編の波が押し寄せる中、規模の大小を問わず各企業とも、その競争に生き残るため各々の特徴を活かした事業展開の方向を模索している。

また、顧客である派遣先に目を向けると、人材派遣サービスだけでなく、他の人材関連サービスの活用にも慣れ、そのニーズはますます多様化・高度化している。われわれは変化する顧客ニーズに対応しながら常によりよいサービスの開発・提供に努めなければならない。

他方、労働市場における派遣労働の浸透度を見ると、労働力人口に占める派遣スタッフの比率は2%未満であり、派遣労働による雇用機会の創出効果や派遣就労の状況について社会的な受容が十分とはいえない^(註)。人材派遣という働き方が一層広まり深められる余地があると考えられる。

このような状況を踏まえ、(社)日本人材派遣協会は、いま一度原点に立ち返り、あるべき人材派遣事業の姿を検討し、今後5～10年間にどこを目指し、何をすべきかを人材派遣将来ビジョンとしてまとめることにした。われわれは、将来ビジョンを高く掲げ、社会的な対話を積み重ねながら人材派遣のあるべき姿に少しでも近づけるよう努力していきたいと考えている。

(2) 検討の基本スタンス

2004年8月、人材派遣将来ビジョン確立のためのプロジェクトが発足し、人材派遣事業にかかわる将来ビジョンを検討してきた。

人材派遣業界のこれまでの成長の軌跡を見てみると、その節目節目に労働者派遣法改正による規制緩和が追い風となってきた。今後の業界の発展を考える場合にも、当然ながら現行法に対する一段の規制緩和がきわめて重要である。

しかしながら、プロジェクトでは、労働者派遣法改正に対する要望や働きかけを前面に押し出すのではなく、あくまで人材派遣業の将来あるべき姿を描き、その方向に向けた協会の取り組み課題を整理し、検討施策案を例示することとした。人材派遣将来ビジョンが、会員間で共有され、その実現に向けた各課題の優先順位づけ、ビジョン実現への架け橋となる諸施策の実行可能性評価など、より具体的な検討に弾みがつくことを期待するものである。

(3) 人材派遣将来ビジョンの対象、幅、検討の前提

今日では、人材派遣事業を展開する企業が、同時に人材紹介、再就職支援、業務請負など他の人材関連サービス事業に携わるケースも多い。しかしながら、今回の検討は、人材派遣事業に焦点を絞ってその将来ビジョンを構築した。

ビジョンの時間的幅であるが、2010年を視野に入れて、5年から10年後のあるべき姿を検討した。また、検討の前提となる将来の労働市場環境については、「民間の活力と創意を活かした労働市場サービスに関する研究会（民活研）」が公表した『労働市場サービス産業の活性化のための提言』（2002年3月）にある予測データと環境想定をふまえた^(注2)。

(注1) 総務省の労働力調査詳細結果（平成16年平均値）によれば、労働力人口は6,630万人であり、派遣スタッフは85万人となっており、派遣労働浸透率は約1.3%である。

(注2) 民活研（2001～02年）の検討作業と今次プロジェクト（2004～05年）のそれとにおいて、労働市場を取り巻く環境には若干の相違もある。前者は失業率5%超という状況から失業問題がクローズアップされ、雇用のミスマッチへの対応や雇用創出が強調されていた。その後、日本経済は回復基調にあり、最近では失業率が4%台半ばとなり、いよいよ目前に迫ってきた団塊世代の大量退職と若年層の就業率低下による労働力不足への対応が懸念の課題となってきた。

2. 人材派遣将来ビジョン

「多様性と柔軟性を兼ね備えた労働市場の実現への持続的貢献」

(1) 人材派遣事業の使命

人材派遣事業の使命は、雇用の創造と経済の活性化を通じて社会に貢献することである。事業がその使命を果たし続けるには、健全な事業運営と業界発展が不可欠である。

(2) 人材派遣事業の機能

人材派遣事業の機能は、労働市場における労働力の需給調整と派遣スタッフの能力開発である。より具体的には、顧客である派遣先に「必要な時に、適切な人材を、適正な料金で派遣すること」であり、派遣スタッフに「各人の多様な価値観やライフスタイルに合った仕事を紹介すること」である。

(3) 協会の役割

(社) 日本人材派遣協会は、主要人材派遣会社約550社が加盟し、厚生労働大臣の認可を得た業界を代表する事業主団体である。協会の役割は、健全な事業運営と業界発展を支援することである。

3. 人材派遣将来ビジョン図

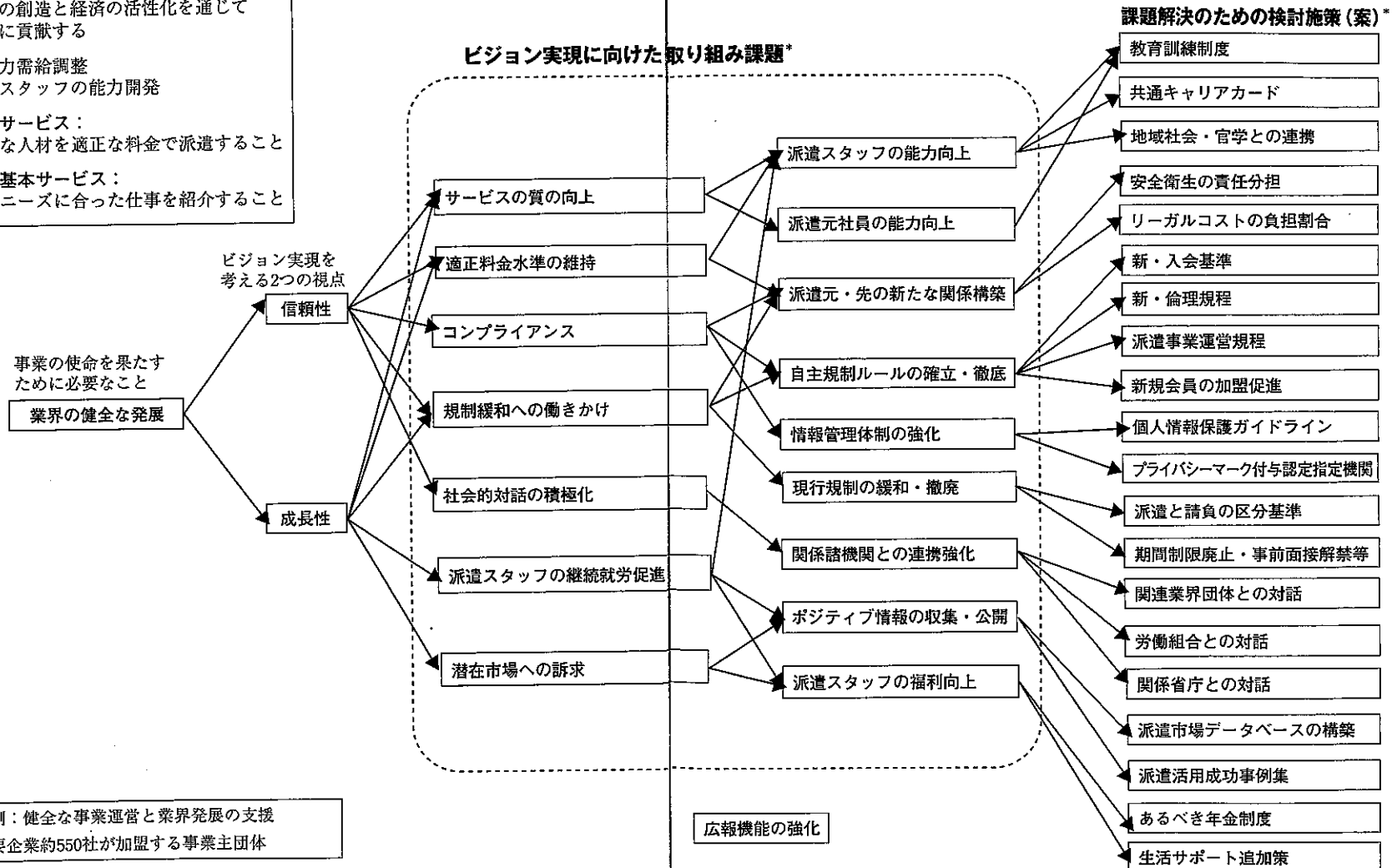
多様性と柔軟性を兼ね備えた労働市場の実現への持続的貢献

事業の使命：雇用の創造と経済の活性化を通じて
社会に貢献する

事業の機能：労働力需給調整
派遣スタッフの能力開発

顧客企業への基本サービス：
必要な時に適切な人材を適正な料金で派遣すること

派遣スタッフへの基本サービス：
個々人の多様なニーズに合った仕事を紹介すること



協会の役割：健全な事業運営と業界発展の支援
協会：主要企業約550社が加盟する事業主団体

* 図中に列挙した取り組み課題と課題解決のための検討施策(案)の上下はその重要性の高低を意味するものではない。